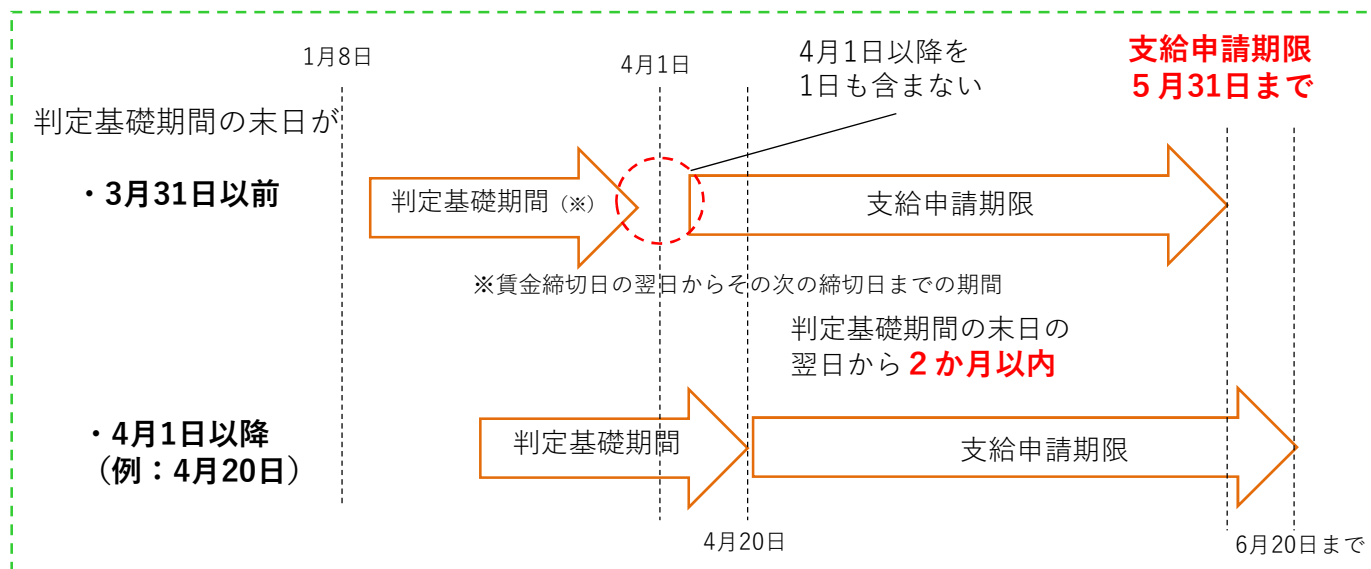


緊急事態宣言等対応特例の支給申請について

申請期限

通常は、判定基礎期間の末日の翌日から起算して2か月以内に支給申請を行う必要がありますが、**緊急事態宣言等対応特例（※）に係る申請については、令和3年3月31日までに判定基礎期間の末日がある休業等**について、**令和3年5月31日まで**申請を可能とします。

- （※）①営業時間の短縮等に協力する大企業事業主
②特に業況が厳しい全国の大企業事業主
③中小企業事業主 が該当



特例の対象となる休業等についてまだ申請されていない事業主の方※

- 令和3年5月31日までに次の書類をご提出ください※※

①営業時間の短縮等に協力する大企業事業主

「事業活動の状況に関する申出書（様式）」、「支給要件確認申立書（様式）」、「支給申請書（様式）」、
「助成額算定書【要請等対象施設/要請等対象施設以外】（様式）」、
「休業等実績一覧表【要請等対象施設/要請等対象施設以外】（様式）」、「休業協定書」、「生産指標の確認のための書類」、
「休業させた日や時間がわかる書類」、「要請等対象施設の所在地、その施設における対象労働者を確認できる書類」

②特に業況が厳しい全国の大企業事業主

「事業活動の状況に関する申出書（様式）」、「支給要件確認申立書（様式）」、「支給申請書（様式）」、
「助成額算定書（様式）」、「休業等実績一覧表（様式）」、「休業協定書」、
「生産指標の確認のための書類（30%以上の減少がわかる書類）」、「休業させた日や時間がわかる書類」

③中小企業事業主

「事業活動の状況に関する申出書（様式）」、「支給要件確認申立書（様式）」、
「支給申請書（様式）」、「助成額算定書（様式）」、「休業等実績一覧表（様式）」、「休業協定書」、
「生産指標の確認のための書類」、「休業させた日や時間がわかる書類」

※：特例の対象となる休業等についてすでに支給申請している事業主の方は、裏面を参照して下さい。
※※：2回目以降の申請では提出が不要な書類もございます。詳しくは雇用調整助成金ガイドブックをご覧ください。

（裏面へつづく）

LL030430企04

支給申請はお済みでまだ支給決定されていない事業主の方

- 管轄の労働局等にご連絡下さい
- **差額（追加支給分）をどのような形で支払うか、管轄の労働局よりご案内いたします**

※ 審査の状況によっては、一旦支給決定し、そのあと追加支給申請していただくようお願いする場合がございます

すでに支給決定された事業主の方

- 追加支給のために、**追加支給申請の手続きが必要となります**
- 令和3年**5月31日**までに次の書類をご提出ください

① 営業時間の短縮等に協力する大企業事業主

「追加支給申請に係る申出書(様式)」、「支給要件確認申立書(様式)」、「支給申請書(様式)」、
「助成額算定書【要請等対象施設/要請等対象施設以外】(様式)」、
「休業等実績一覧表【要請等対象施設/要請等対象施設以外】(様式)」、
「支給決定通知書」、「休業させた日や時間がわかる書類（対象労働者を増やした場合）」
「要請等対象施設の所在地、その施設における対象労働者を確認できる書類」

② 特に業況が厳しい全国の大企業事業主

「追加支給申請に係る申出書(様式)」、「事業活動の状況に関する申出書（様式）」、
「支給要件確認申立書（様式）」、「支給決定通知書」、「生産指標の確認のための書類」、
「休業させた日や時間がわかる書類（対象労働者を増やした場合）」

③ 中小企業事業主

「追加支給申請に係る申出書(様式)」、「支給要件確認申立書（様式）」、「支給決定通知書」、
「休業させた日や時間がわかる書類（対象労働者を増やした場合）」

申請・お問い合わせ先

ご不明な点は、下記のコールセンターもしくは最寄りの都道府県労働局およびハローワークまでお問い合わせ下さい。

[〈詳しくはこちら〉](#)

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター

0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

